



クーリングシェルターについて

環境省中部環境局総務課作成

今回の協定について

名古屋市との気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の協定

名古屋第4地方合同庁舎の運用開始に伴い、同庁舎の1階部分を指定暑熱避難施設として活用するため、令和8年7月31日に名古屋市と協定を締結しました。



名古屋第4地方
合同庁舎



名古屋市との気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の協定

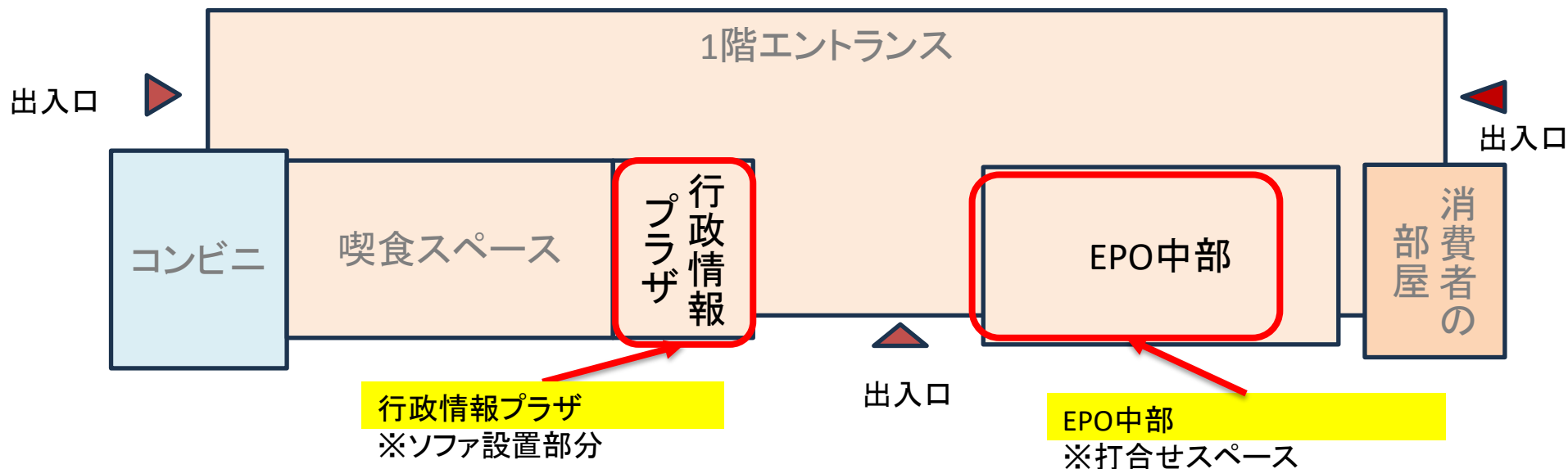
愛知県域を対象に熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、名古屋市からの連絡等により、以下のとおり施設の一部を避難施設として開放します。

- (1) 施設名 名古屋第4地方合同庁舎
 名古屋市中区三の丸2-6-2
- (2) 開放期間 4月第4水曜日から10月第4水曜日まで
- (3) 開放する曜日 月～金(ただし祝祭日を除く)
- (4) 開放する時間 9時30分～17時30分
- (5) 開放エリア 庁舎1階のEPO中部および行政情報プラザ



名古屋市との気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の協定

名古屋第4地方合同庁舎の1階エントランスにある「行政情報プラザ」と「EPO中部」の打合せスペースを避難場所として指定しています。

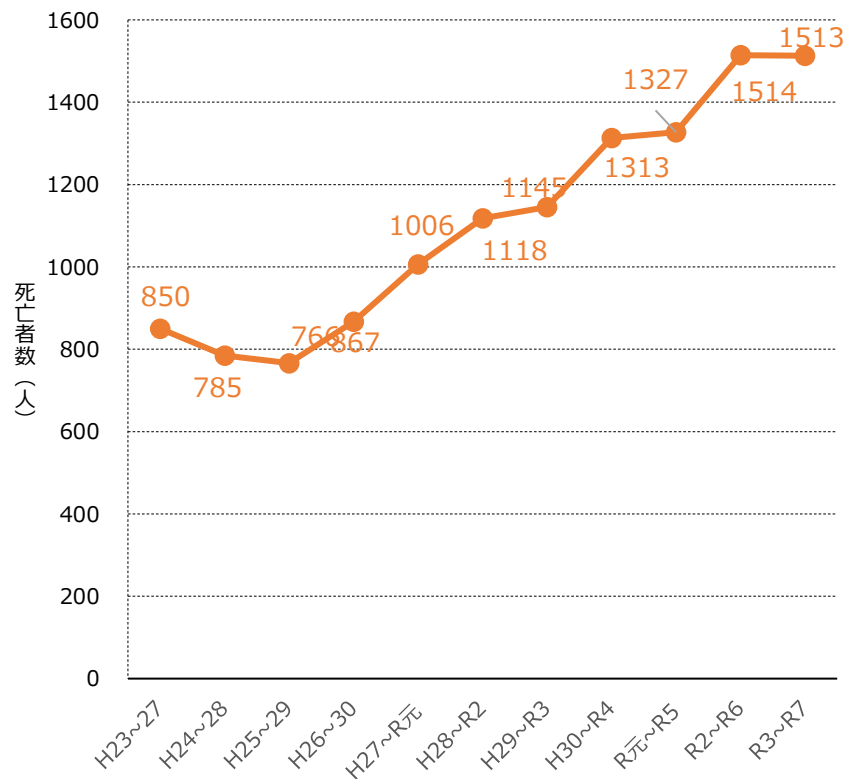


気候変動適応法の改正による熱中症対策

改正気候変動適応法に基づく熱中症対策

- 令和7年夏の日本の平均気温は、統計開始（1898年）以降で、これまでの記録を上回り、観測史上最も“暑い夏”になった。
- 厳しくなる夏の暑さに対して、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5年気候変動適応法を改正、令和6年4月全面施行。
- 「2030年に熱中症死亡者数を現状から半減する」という政府目標に向けて、政府（関係府省庁）・地方自治体等が連携して対策を推進。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



出典:人口動態統計から環境省が作成

主な改正内容

- 熱中症対策実行計画の策定
- 現行アラートの一段上の熱中症特別警戒情報を創設
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定
→ 特別警戒情報の発表期間中、一般に開放
- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）



写真：佐野市役所
(令和6年撮影)

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

公布日：令和5年5月12日 全面施行：令和6年4月1日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 主な改正内容

	現状	気候変動適応法の改正事項及びその効果
国の対策	環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） （関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）	熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ → 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ
アラート	環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） ※本格実施は令和3年から	- 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ - さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） → 法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に 
地域の対策	- 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルの活用が進められているが、国内での取組は限定的 - 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足	市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定（新規） → 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 - 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） → 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底



政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、
熱中症死者数の顕著な減少を目指す

独立行政法人環境再生保全機構法の改正事項

- 熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
- 熱中症対策をより**安定的かつ着実**に行える体制を確立

気候変動適応法の改正による熱中症対策

熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（令和8年度）

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) ＜これまでの発表回数＞ R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回 R6 : 1,722回, R7: 1,749回	気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) 法改正により、令和6年4月から運用を開始。 現時点まで発表実績なし。
発表基準	<u>府県予報区内の1地点以上</u>で、翌日又は当日の日最高暑さ指数(WBGT)が<u>33以上</u>になると予測した場合に該当都道府県に発表	<u>都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点（気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）</u>※で、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が<u>35以上</u>になると予測した場合に該当都道府県に発表 (自然的社会的状況により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合においても発表)
発表時間	前日 17時 頃 及び 当日 朝 5 時 頃に発表	前日 10時 頃における翌日の予測値で判断し、 前日 14時 頃に発表

令和8年度運用期間：令和8年4月22日～令和8年10月21日

※昨年11月から有識者による検討会を開催し、熱中症警戒アラート等の今後の在り方も含めて検証・議論を行い、一部の情報提供地点について、令和8年度から熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しないこととした。

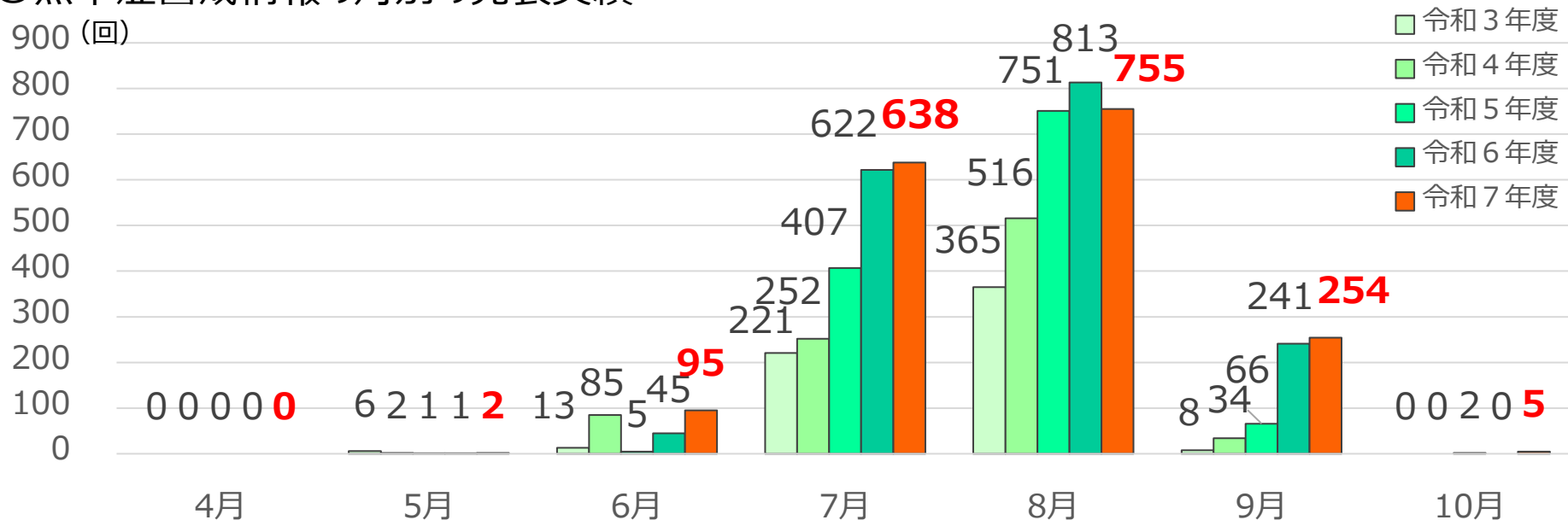
令和7年度 熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の発表状況

出典：令和7年度第1回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ（令和7年11月13日開催）資料1

○発表実績 4/23～10/22（延べ発表回数：同一地域を複数回としてカウント）

熱中症特別警戒情報	熱中症警戒情報
延べ発表回数：0回	延べ発表回数：1,749回 発表日数：111日/183日 発表地域：54地域/58地域

○熱中症警戒情報の月別の発表実績



（参考）年度別発表実績（延べ発表回数：同一地域を複数回としてカウント）

	令和3年度 4/28～10/27	令和4年度 4/27～10/26	令和5年度 4/26～10/25	令和6年度 4/24～10/23
熱中症特別警戒情報	—	—	—	延べ発表回数：0回
熱中症警戒情報	延べ発表回数：613回 発表日数：75/183日 発表地域：53/58地域	延べ発表回数：889回 発表日数：85/183日 発表地域：46/58地域	延べ発表回数：1,232回 発表日数：83/183日 発表地域：58/58地域	延べ発表回数：1,722回 発表日数：103/183日 発表地域：51/58地域

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について

令和8年度は4月22日(水)から10月21日(水)まで実施



熱中症特別警戒情報

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省が発表する情報。

自助を原則として、個々人が最大限の熱中症予防行動を実践するとともに、共助や公助として、個々人が最大限の熱中症予防行動を実践できるように、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において支援することを目的としている。

1. 発表の基準

都道府県内において、**全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合**に発表

2. 発表の地域単位・タイミング

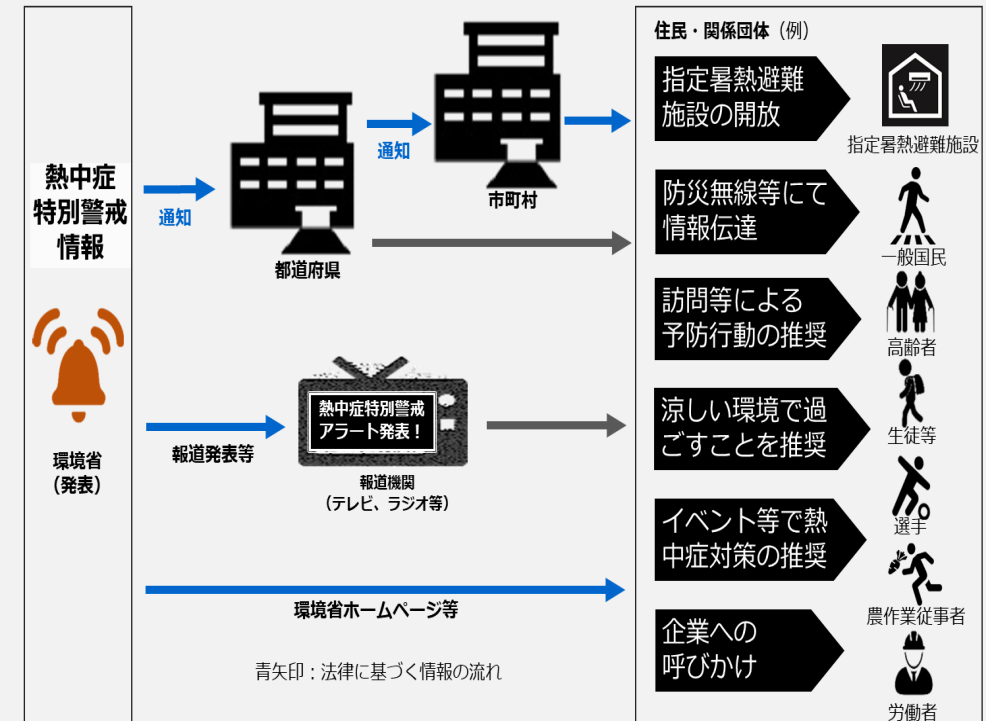
<地域単位>

- **都道府県単位**で発表
- 該当都道府県内の観測地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供

<タイミング>

前日10時頃における翌日の予測値で判断し、**前日の14時頃**に発表

3. 情報の伝達方法（イメージ）



4. 令和7年度の実績

4/23～10/22

(参考) 令和6年度

4/24～10/23

延べ発表回数：0回

延べ発表回数：0回

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

指定暑熱避難施設の概要

- 市町村長は、その市町村内の一定の要件を満たす施設を、指定暑熱避難施設（通称：クーリングシェルター）として指定することができる。
- 特別警戒情報発表時には、当該施設の管理者により、あらかじめ定められた開放日時等において住民等に開放されることとなる。

施設の要件（気候変動適応法第21条第1項各号及び気候変動適応法施行規則第4条）

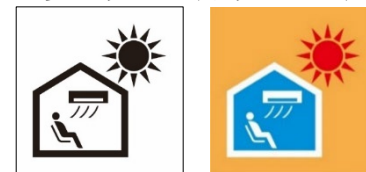
- ① 適当な冷房設備を有すること
- ② 熱中症特別警戒アラートの発表期間中に住民等に開放することができること
- ③ 住民等の滞在場所について必要かつ適切な空間を確保すること

指定暑熱避難施設に関する取組

- 住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、右図のようなイメージのクーリングシェルターのマークを環境省で定める。
- 指定暑熱避難施設の運営の参考のため、「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」を取りまとめ、令和6年2月に公表（※事例は改正法施行前のもの）

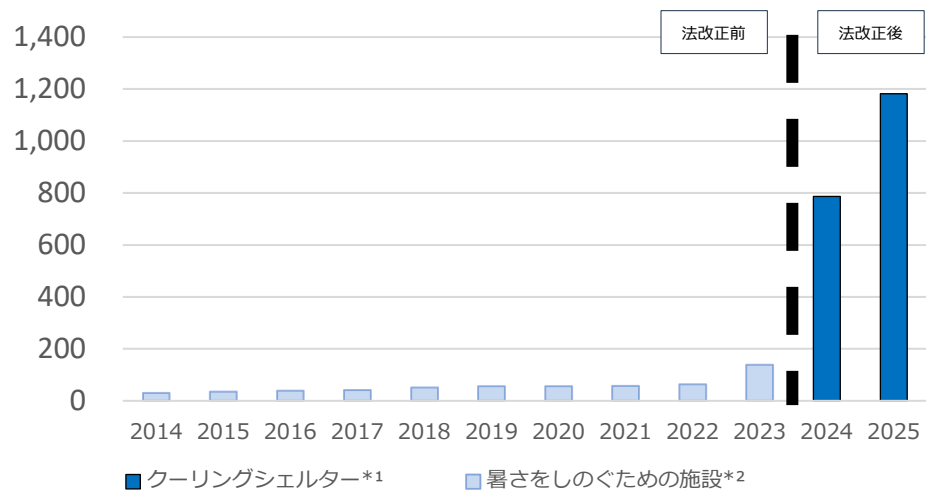
※指定暑熱避難施設としての指定をしていない涼みどころ、クールスポット等の独自の取組を行っている都道府県・市町村がある。

クーリングシェルターのマーク

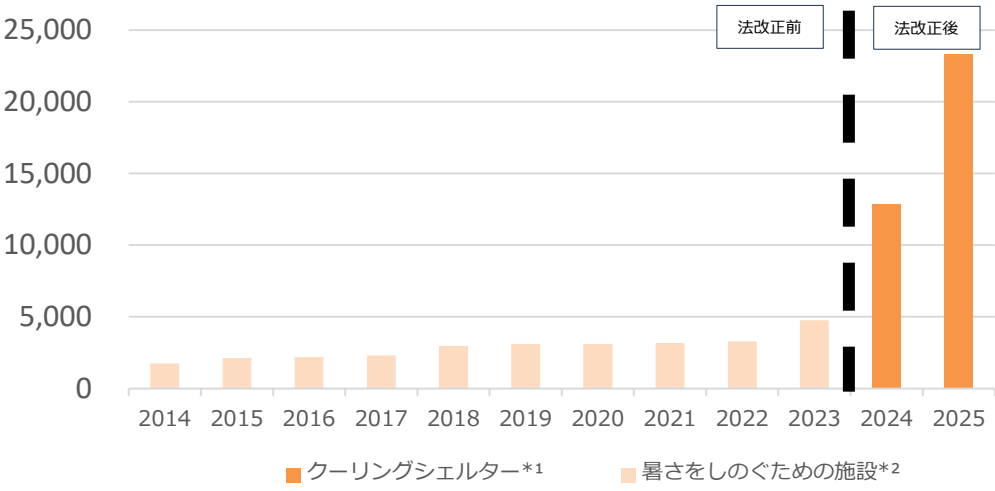


クーリングシェルターを指定している市区町村数及びクーリングシェルター施設数の推移

指定市区町村数（累計）



指定施設数（累計）



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
クーリングシェルター指定市区町村数											787	1,182
クーリングシェルターまたは暑さをしのぐための施設開設市区町村数*3	31	36	39	41	52	56	56	58	64	139	999	1,329

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
クーリングシェルター施設数*3	1,758	2,123	2,192	2,317	2,980	3,104	3,104	3,175	3,289	4,758	12,860	23,311

* 1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設
* 2 指定暑熱避難施設以外の施設であって、自治体で開設している暑さをしのぐという趣旨に合致している施設
* 3 2014年から2023年の値は、令和 5 年12月実施の「令和 5 年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」より作成。
2024年の値は、令和 6 年 7 月 2 日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ報告を受けた情報より作成。
2025年の値は、令和 7 年 5 月30日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ10月20日までに報告を受けた情報より作成。

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に関するリンク集の公開

市区町村による**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**の指定状況について、環境省熱中症予防情報サイトで**リンク集**を公開。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_shelter.php

指定緊急避難施設（クーリングシェルター）・リンク集

気象庁気象研究所に指定された「指定緊急避難施設（クーリングシェルター）」を掲載しています。各自治体の気象庁のウェブサイトのリンク集をもとに作成し、一部、避難施設別のウェブサイトを追加しています。

現在掲載しているクーリングシェルターへの施設別の掲載は、各自治体から報告された2019年10月20日までの情報を一時的に掲載しています。また、気象庁のウェブサイトから最新の情報を掲載いたします。

※最新の避難情報は気象庁のウェブサイト上で更新されます。

なお、掲載に誤りなどございましたら気象庁の報告とご確認ください。

クーリングシェルターを指定定済みの市区町村数

1182

市区町村（令和7年10月20日現在）

クーリングシェルター又はVPOの営業を主とする施設を指定定済みの市区町村数

1329

市区町村（令和7年10月20日現在）

都道府県ごとの情報はこちら

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		

(掲載情報イメージ)

[illegible]

環境省熱中症予防情報サイト

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）



写真：佐野市役所
(令和6年撮影)